

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 8

不利益処分の内容	衛生検査所の構造設備又は管理組織の変更指示								
根拠法令及び条項	臨床検査技師等に関する法律第20条の6								
処 分 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;">関係条項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 基 準 (未設定の場合は その理由) </td> <td style="padding: 5px;"> 「検査業務が適正に行われていないため医療及び公衆衛生の向上を阻害すると認めるとき」とは、1年に一度の立入検査により実施されている検体の精度が著しく不正確な場合等が考えられる。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">参考事項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">設定等年月日</td> <td style="padding: 5px;">平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)</td> </tr> </table>	関係条項		基 準 (未設定の場合は その理由)	「検査業務が適正に行われていないため医療及び公衆衛生の向上を阻害すると認めるとき」とは、1年に一度の立入検査により実施されている検体の精度が著しく不正確な場合等が考えられる。	参考事項		設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)
関係条項									
基 準 (未設定の場合は その理由)	「検査業務が適正に行われていないため医療及び公衆衛生の向上を阻害すると認めるとき」とは、1年に一度の立入検査により実施されている検体の精度が著しく不正確な場合等が考えられる。								
参考事項									
設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)								